

## 男女平等社会の実現に向けて

男女平等は、憲法にも定められている大切なことですが、現実には女性に対する差別が厳然と存在しています。そして、女性差別撤廃の具体化に向けた国内での運動の結果、1999年6月23日に、『男女共同参画社会基本法』が公布・施行されました。

この法律第2条では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。そして、実現のために、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つの基本理念が取り上げられています。また、国・地方公共団体及び国民の役割を定めています。

### 国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を生かした施策の展開

### 国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

では、男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会が実現すると、どのような社会になるのでしょうか。

### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定への参画
- 多様な人材が活躍
- 経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化の進展
- 男女が共に働きやすい職場の確保
- 個人が、能力を最大限発揮



### 家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重及び協力
- 家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家族の両立支援環境の整備
- 男性の家庭への参画
- 男女が共に子育てや教育に参加



男女がともに夢や希望を実現し、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会の実現をめざしたいものです。